

令和8年度第1回大阪府市地方独立行政法人
大阪産業技術研究所評価委員会
議事要旨

- 1 日 時 令和8年7月17日（金）午後1時～午後5時
- 2 場 所 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 3階 大講堂
- 3 出席委員 松岡委員長、呉委員、川崎委員、床波委員、中磯委員
- 4 議事内容

（1）令和7事業年度の業務実績に関する法人の自己評価及び評価結果（案）について

- ・資料1から4に基づき、令和7事業年度の業務実績に関する法人の自己評価及び知事の評価結果（案）について法人及び大阪府から説明が行われた後、小項目評価、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。
- ・令和7事業年度の業務実績に関する評価（案）や、次年度以降の法人運営に関する主な意見は以下のとおり。

＜主な意見＞

【小項目1～5】

- ・アンケートについて、回収率、満足度ともに高い水準で維持されていることは評価できる。自由記述欄で記載されている不満の声に対する対応やその結果に対する利用者の声についても、実績報告書等で示されるとより良い。
- ・利用者を広げていく取組も重要。大阪産業技術研究所を利用していない企業に対して、利用しない理由を聞くような方策があれば良い。検討してほしい。
- ・企業支援研究の件数の減少について要因を分析し、それが妥当であるのか、もしくは、改善すれば増えるのであれば、その努力をしていく体制が必要。

【小項目6～7】

- ・大阪産業技術研究所が単独で実施している競争的研究について、成果を積極的にアピールすることにより、次の共同研究に繋がっていくと思う。アピール方法について、工夫次第では、小項目4（多様な企業ニーズに応える企業支援研究の推進）に関する課題の解決にも繋がるのではないかと。
- ・企業は論文に関するプレスリリースをよく見ている。研究所としてのプレゼンスを高めるために、そういった取組があれば良いと思う。
- ・高校生など大学よりも前の年代から研究等に関する興味をもってもらえるような取組を今後に向けて考えてもらいたい。

【小項目8】

- ・金融機関との連携は重要。企業支援という点では公設試と同じ立場にいる。今後ともタイアップした取組を継続してほしい。スポット的な支援ではなく、システム的に支援を継続できれば、より深い取組になっていくと思う。
- ・大学と企業が協力して実施する取組について、大阪産業技術研究所がどの程度貢献できるのか、見える化できればよいと思う。

- ・大阪・関西万博における「リボーンチャレンジ」事業について、出展企業の取組に関する情報発信という点では非常に重要な支援を実施された。大阪産業技術研究所だけではなく、出展企業のプレゼンスをあげることに大きく貢献したことは高く評価できる。
- ・一般の方に対して、大阪産業技術研究所の取組みを分かりやすく発信していく取組を継続して実施してほしい。
- ・知的財産の出願・秘匿化件数の達成状況については、知財化に対する企業の考え方もあり、件数を指標とすることは難しい状況になっていることから、次期の目標の設定にあたり再考するのがよい。

【小項目9～11】

- ・採用活動について、公設試験研究機関で働く魅力を発信したことが、新規採用職員の確保にあたり効果的であったのではないか。
- ・職員の人事評価について、意欲向上のための工夫を行うことが重要。実績報告書について、次年度から人事評価に関する取組や工夫について具体的に記載してもらいたい。

【小項目12～16】

- ・健康経営優良法人に認定されたことは素晴らしい。
- ・府外企業の利用拡大について年度計画に記載していることは、他の公設試ではあまり見られないが重要なことだと考える。限られた人員で府内外の企業ニーズに対応していくにあたっては、企業のニーズがどのように変化し、また、将来の関西の産業を考えたときに、求められる役割や必要となる機器等について戦略的に考え進めていくことが重要。

（３）第２期中期目標期間の（見込）業務実績に関する法人の自己評価及び評価結果（案）について

- ・資料５に基づき、第２期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する法人の実績、自己評価及び知事の評価結果（案）について法人及び大阪府から説明が行われた後、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。
- ・第２期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（案）に関する主な意見は以下のとおり。

＜主な意見＞

- ・自己評価及び知事の評価案は適当である。
- ・評価を行うにあたり、管理部門の一元化による変化や効果を１つでも定量的に示してもらえるとわかりやすい。
- ・中期計画には、広域連携の着実な推進について記載されているが、大阪産業技術研究所が中核となって関西の広域連携を進めてほしい。

（４）第２期中期目標の期間の終了時の検討について

- ・第２期中期目標の期間の終了時の検討について大阪府から説明が行われた後、審議が行われた。

- ・中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績（案）を踏まえ、法人の業務を継続することに問題はないことが確認された。

(5) その他

特になし

以上